

今の保障状況とお客様の気持ちを確認しよう

コロナ禍の影響残っているが…

新契約件数は19年度比20社増、19社減

307 個人保険契約状況
「お花見にお出かけされましたか？」
窓口でもこの話題は、春の訪れに良い感情を抱く人が多いので、おすめです。この時期に生活に変化があったかどうかの話題にもつなげやすいです。店舗近隣の花情報も会話に役立ちます。全国各地の桜の開花状況とともに、そのにぎわいが連日伝えられ、訪日客を含め人出はコロナ禍前以上だとか。

生命保険業界も2020年度からその影響を大きく受けてきましたが、どこまで復活したのか気になるところです。

生命保険会社の2022年度の決算内容が各社(42社)から発表されています。個人保険(個人年金保険を除く終身保険、定期保険、医療保険、アイファイン 代表 石井 晴恵 366)

人口より多い保有契約件数

22年度は約1.95億件に
同じ協会の年次統計で個人保険の「保有契約件数」は、2022年度42社で、1億9458万3371件です。日本の

今日の言葉

個人保険の保有契約件数は、業界全体で2億件弱あるのです！

人口より多い保有契約件数
人口よりもはるかに多い件数です。前年度(1億9301万9098件)から1.5%増え、2019年度(1億8748万1014件)からは3.8%増えています。パ一セントで書くとき小さく感じますが、3年間で710万件の増加数です。この保有契約件数でも日本生命が最も多く、前年度より32万7千件増の3081万4千件で、日本生命のシェアは15.8%です。2番目に多いのは前年度と変わらずア

金融庁は3月25日、事

金銭庁は3月25日、事だ。仮に今国会で成立し、26年までに施行される見通し。
■財産処分に関する制約も
企業価値担保制度において、担保の対象となる財産(担保目的財産)は将来キャッシュフローを含む借り手の総財産(事業全体の価値)。借り手は株式会社、持分会社に限られる。
制度上、資金の貸し手と担保権者が分かれていて、実際には同一の企業(銀行など)が貸し手と担保権者を兼ねる場合も想定される。貸し手の範囲には制限がなく、ベンチャーファンドや再生ファンドなどを含め誰でも資金の供給者になれる。一方で担保権者については、金融庁が新たな業種として枠を設ける企業価値担保信託会社に限定される。
銀行や信用金庫などが企業価値担保信託の免許を取得して単独で融資する場合もあれば、ファンドなどと組んで複数で資金供給を行う場合もあると見られる。
融資を受けたあと、担保目的財産の処分は「担保目的に自由」とされる。基本的には「担保目的」に限定されるが、経営支援をするためのインセンティブに設定したあとも、これまで

「企業価値担保権」創設へ

資金繰りの選択肢拡大、金融庁が法案を提出
金融庁は3月25日、事だ。仮に今国会で成立し、26年までに施行される見通し。
■財産処分に関する制約も
企業価値担保制度において、担保の対象となる財産(担保目的財産)は将来キャッシュフローを含む借り手の総財産(事業全体の価値)。借り手は株式会社、持分会社に限られる。
制度上、資金の貸し手と担保権者が分かれていて、実際には同一の企業(銀行など)が貸し手と担保権者を兼ねる場合も想定される。貸し手の範囲には制限がなく、ベンチャーファンドや再生ファンドなどを含め誰でも資金の供給者になれる。一方で担保権者については、金融庁が新たな業種として枠を設ける企業価値担保信託会社に限定される。
銀行や信用金庫などが企業価値担保信託の免許を取得して単独で融資する場合もあれば、ファンドなどと組んで複数で資金供給を行う場合もあると見られる。
融資を受けたあと、担保目的財産の処分は「担保目的に自由」とされる。基本的には「担保目的」に限定されるが、経営支援をするためのインセンティブに設定したあとも、これまで

「企業価値担保権」創設へ

資金繰りの選択肢拡大、金融庁が法案を提出
金融庁は3月25日、事だ。仮に今国会で成立し、26年までに施行される見通し。
■財産処分に関する制約も
企業価値担保制度において、担保の対象となる財産(担保目的財産)は将来キャッシュフローを含む借り手の総財産(事業全体の価値)。借り手は株式会社、持分会社に限られる。
制度上、資金の貸し手と担保権者が分かれていて、実際には同一の企業(銀行など)が貸し手と担保権者を兼ねる場合も想定される。貸し手の範囲には制限がなく、ベンチャーファンドや再生ファンドなどを含め誰でも資金の供給者になれる。一方で担保権者については、金融庁が新たな業種として枠を設ける企業価値担保信託会社に限定される。
銀行や信用金庫などが企業価値担保信託の免許を取得して単独で融資する場合もあれば、ファンドなどと組んで複数で資金供給を行う場合もあると見られる。
融資を受けたあと、担保目的財産の処分は「担保目的に自由」とされる。基本的には「担保目的」に限定されるが、経営支援をするためのインセンティブに設定したあとも、これまで

る。法案では、事業が立ち行かなくなるなどして担保権が実行に移される場合の手続きも明確化した。実行手続きの開始時点では、裁判所が事業の経営などを担う管財人を選任することにも、事業の継続に必要な商取引債権や労働債権などを優先的に弁済し、取引先や従業員との関係性をできるだけ維持する。

金融庁は3月25日、事だ。仮に今国会で成立し、26年までに施行される見通し。
■財産処分に関する制約も
企業価値担保制度において、担保の対象となる財産(担保目的財産)は将来キャッシュフローを含む借り手の総財産(事業全体の価値)。借り手は株式会社、持分会社に限られる。
制度上、資金の貸し手と担保権者が分かれていて、実際には同一の企業(銀行など)が貸し手と担保権者を兼ねる場合も想定される。貸し手の範囲には制限がなく、ベンチャーファンドや再生ファンドなどを含め誰でも資金の供給者になれる。一方で担保権者については、金融庁が新たな業種として枠を設ける企業価値担保信託会社に限定される。
銀行や信用金庫などが企業価値担保信託の免許を取得して単独で融資する場合もあれば、ファンドなどと組んで複数で資金供給を行う場合もあると見られる。
融資を受けたあと、担保目的財産の処分は「担保目的に自由」とされる。基本的には「担保目的」に限定されるが、経営支援をするためのインセンティブに設定したあとも、これまで

金融庁は3月25日、事だ。仮に今国会で成立し、26年までに施行される見通し。
■財産処分に関する制約も
企業価値担保制度において、担保の対象となる財産(担保目的財産)は将来キャッシュフローを含む借り手の総財産(事業全体の価値)。借り手は株式会社、持分会社に限られる。
制度上、資金の貸し手と担保権者が分かれていて、実際には同一の企業(銀行など)が貸し手と担保権者を兼ねる場合も想定される。貸し手の範囲には制限がなく、ベンチャーファンドや再生ファンドなどを含め誰でも資金の供給者になれる。一方で担保権者については、金融庁が新たな業種として枠を設ける企業価値担保信託会社に限定される。
銀行や信用金庫などが企業価値担保信託の免許を取得して単独で融資する場合もあれば、ファンドなどと組んで複数で資金供給を行う場合もあると見られる。
融資を受けたあと、担保目的財産の処分は「担保目的に自由」とされる。基本的には「担保目的」に限定されるが、経営支援をするためのインセンティブに設定したあとも、これまで

金融庁は3月25日、事だ。仮に今国会で成立し、26年までに施行される見通し。
■財産処分に関する制約も
企業価値担保制度において、担保の対象となる財産(担保目的財産)は将来キャッシュフローを含む借り手の総財産(事業全体の価値)。借り手は株式会社、持分会社に限られる。
制度上、資金の貸し手と担保権者が分かれていて、実際には同一の企業(銀行など)が貸し手と担保権者を兼ねる場合も想定される。貸し手の範囲には制限がなく、ベンチャーファンドや再生ファンドなどを含め誰でも資金の供給者になれる。一方で担保権者については、金融庁が新たな業種として枠を設ける企業価値担保信託会社に限定される。
銀行や信用金庫などが企業価値担保信託の免許を取得して単独で融資する場合もあれば、ファンドなどと組んで複数で資金供給を行う場合もあると見られる。
融資を受けたあと、担保目的財産の処分は「担保目的に自由」とされる。基本的には「担保目的」に限定されるが、経営支援をするためのインセンティブに設定したあとも、これまで

金融庁は3月25日、事だ。仮に今国会で成立し、26年までに施行される見通し。
■財産処分に関する制約も
企業価値担保制度において、担保の対象となる財産(担保目的財産)は将来キャッシュフローを含む借り手の総財産(事業全体の価値)。借り手は株式会社、持分会社に限られる。
制度上、資金の貸し手と担保権者が分かれていて、実際には同一の企業(銀行など)が貸し手と担保権者を兼ねる場合も想定される。貸し手の範囲には制限がなく、ベンチャーファンドや再生ファンドなどを含め誰でも資金の供給者になれる。一方で担保権者については、金融庁が新たな業種として枠を設ける企業価値担保信託会社に限定される。
銀行や信用金庫などが企業価値担保信託の免許を取得して単独で融資する場合もあれば、ファンドなどと組んで複数で資金供給を行う場合もあると見られる。
融資を受けたあと、担保目的財産の処分は「担保目的に自由」とされる。基本的には「担保目的」に限定されるが、経営支援をするためのインセンティブに設定したあとも、これまで

金融庁は3月25日、事だ。仮に今国会で成立し、26年までに施行される見通し。
■財産処分に関する制約も
企業価値担保制度において、担保の対象となる財産(担保目的財産)は将来キャッシュフローを含む借り手の総財産(事業全体の価値)。借り手は株式会社、持分会社に限られる。
制度上、資金の貸し手と担保権者が分かれていて、実際には同一の企業(銀行など)が貸し手と担保権者を兼ねる場合も想定される。貸し手の範囲には制限がなく、ベンチャーファンドや再生ファンドなどを含め誰でも資金の供給者になれる。一方で担保権者については、金融庁が新たな業種として枠を設ける企業価値担保信託会社に限定される。
銀行や信用金庫などが企業価値担保信託の免許を取得して単独で融資する場合もあれば、ファンドなどと組んで複数で資金供給を行う場合もあると見られる。
融資を受けたあと、担保目的財産の処分は「担保目的に自由」とされる。基本的には「担保目的」に限定されるが、経営支援をするためのインセンティブに設定したあとも、これまで

金融庁は3月25日、事だ。仮に今国会で成立し、26年までに施行される見通し。
■財産処分に関する制約も
企業価値担保制度において、担保の対象となる財産(担保目的財産)は将来キャッシュフローを含む借り手の総財産(事業全体の価値)。借り手は株式会社、持分会社に限られる。
制度上、資金の貸し手と担保権者が分かれていて、実際には同一の企業(銀行など)が貸し手と担保権者を兼ねる場合も想定される。貸し手の範囲には制限がなく、ベンチャーファンドや再生ファンドなどを含め誰でも資金の供給者になれる。一方で担保権者については、金融庁が新たな業種として枠を設ける企業価値担保信託会社に限定される。
銀行や信用金庫などが企業価値担保信託の免許を取得して単独で融資する場合もあれば、ファンドなどと組んで複数で資金供給を行う場合もあると見られる。
融資を受けたあと、担保目的財産の処分は「担保目的に自由」とされる。基本的には「担保目的」に限定されるが、経営支援をするためのインセンティブに設定したあとも、これまで

金融庁は3月25日、事だ。仮に今国会で成立し、26年までに施行される見通し。
■財産処分に関する制約も
企業価値担保制度において、担保の対象となる財産(担保目的財産)は将来キャッシュフローを含む借り手の総財産(事業全体の価値)。借り手は株式会社、持分会社に限られる。
制度上、資金の貸し手と担保権者が分かれていて、実際には同一の企業(銀行など)が貸し手と担保権者を兼ねる場合も想定される。貸し手の範囲には制限がなく、ベンチャーファンドや再生ファンドなどを含め誰でも資金の供給者になれる。一方で担保権者については、金融庁が新たな業種として枠を設ける企業価値担保信託会社に限定される。
銀行や信用金庫などが企業価値担保信託の免許を取得して単独で融資する場合もあれば、ファンドなどと組んで複数で資金供給を行う場合もあると見られる。
融資を受けたあと、担保目的財産の処分は「担保目的に自由」とされる。基本的には「担保目的」に限定されるが、経営支援をするためのインセンティブに設定したあとも、これまで

金融庁は3月25日、事だ。仮に今国会で成立し、26年までに施行される見通し。
■財産処分に関する制約も
企業価値担保制度において、担保の対象となる財産(担保目的財産)は将来キャッシュフローを含む借り手の総財産(事業全体の価値)。借り手は株式会社、持分会社に限られる。
制度上、資金の貸し手と担保権者が分かれていて、実際には同一の企業(銀行など)が貸し手と担保権者を兼ねる場合も想定される。貸し手の範囲には制限がなく、ベンチャーファンドや再生ファンドなどを含め誰でも資金の供給者になれる。一方で担保権者については、金融庁が新たな業種として枠を設ける企業価値担保信託会社に限定される。
銀行や信用金庫などが企業価値担保信託の免許を取得して単独で融資する場合もあれば、ファンドなどと組んで複数で資金供給を行う場合もあると見られる。
融資を受けたあと、担保目的財産の処分は「担保目的に自由」とされる。基本的には「担保目的」に限定されるが、経営支援をするためのインセンティブに設定したあとも、これまで

金融庁は3月25日、事だ。仮に今国会で成立し、26年までに施行される見通し。
■財産処分に関する制約も
企業価値担保制度において、担保の対象となる財産(担保目的財産)は将来キャッシュフローを含む借り手の総財産(事業全体の価値)。借り手は株式会社、持分会社に限られる。
制度上、資金の貸し手と担保権者が分かれていて、実際には同一の企業(銀行など)が貸し手と担保権者を兼ねる場合も想定される。貸し手の範囲には制限がなく、ベンチャーファンドや再生ファンドなどを含め誰でも資金の供給者になれる。一方で担保権者については、金融庁が新たな業種として枠を設ける企業価値担保信託会社に限定される。
銀行や信用金庫などが企業価値担保信託の免許を取得して単独で融資する場合もあれば、ファンドなどと組んで複数で資金供給を行う場合もあると見られる。
融資を受けたあと、担保目的財産の処分は「担保目的に自由」とされる。基本的には「担保目的」に限定されるが、経営支援をするためのインセンティブに設定したあとも、これまで

ノウハウや顧客基盤など無形資産も担保に

ノウハウや顧客基盤など無形資産も担保に
金融庁は3月25日、事だ。仮に今国会で成立し、26年までに施行される見通し。
■財産処分に関する制約も
企業価値担保制度において、担保の対象となる財産(担保目的財産)は将来キャッシュフローを含む借り手の総財産(事業全体の価値)。借り手は株式会社、持分会社に限られる。
制度上、資金の貸し手と担保権者が分かれていて、実際には同一の企業(銀行など)が貸し手と担保権者を兼ねる場合も想定される。貸し手の範囲には制限がなく、ベンチャーファンドや再生ファンドなどを含め誰でも資金の供給者になれる。一方で担保権者については、金融庁が新たな業種として枠を設ける企業価値担保信託会社に限定される。
銀行や信用金庫などが企業価値担保信託の免許を取得して単独で融資する場合もあれば、ファンドなどと組んで複数で資金供給を行う場合もあると見られる。
融資を受けたあと、担保目的財産の処分は「担保目的に自由」とされる。基本的には「担保目的」に限定されるが、経営支援をするためのインセンティブに設定したあとも、これまで

共に喜べる仲間と働く

私の歩んできた

道

No. 3

富国生命

東京東支社
草加営業所

吉沢 寂マネージャー



お客さま最優先の活動に努め、信頼いただき、選んでいただけるお客さまアドバイザーとして活動していく。——こう語るのは今年勤続33年目を迎えた富国生命東京東支社・草加営業所の吉沢寂マネージャーだ。お客さまとの関わりを通じて人間力を高め、人を育てるマネージャー職のやりがいを実感している。これまでのお客さまアドバイザー（営業職員）としての活動を通じて感じてきた、仕事に対する想いを聞いた。

初めての死亡保険金手続き

生命保険の役割を実感

吉沢さんが富国生命に「入社したのは平成2年8月。今年で勤続33年となるが、仕事に対する想いがこれまでの活動を支えてきた。」

「この仕事が好きだから続けてこられました。仕事を継続していく中で、人との出会いや関わりをとても大事にしてきました。お客さまと共に働く仲間が大好きです」

これまでを振り返ると、お客さまのさまざまな記憶がよみがえってくる。最も印象に残っているのが、前職時代の後輩夫婦の契約だ。

「入社20年目の頃、ご主人の死亡保険金のお支払手続きをさせていたときに、ご主人が『主人在りませう』と奥さまから連絡がありました。その一報を聞いたとき、かなり私も動揺しました。私が直直をお勧めしていた内容は、死亡保障額を下げる内容でした。『保険料負担だけを減らして、安易な提案だったな』と、その時すごく思いました。でも、その提案は断断をいただいたので、その場で、もともと厚い保障額でお支払いすることができました。」

大きな保険金をお支払いする手続きでしたし、死亡保険金をお支払いする経験はそれまでほとんどありませんでした。営業所長に同行していただき、手続きで自宅にお伺いしたところ、奥さまは現実を受け止めることができて、

『なぜ書かなきゃいけないんですか』とおっしゃいました。『現実を受け止めることができたんです。受け取る手続きなんかしたくない』という、奥さまの想いが伝わってきた瞬間、一瞬、

に悲しめる悪い仕事をしていたのかな』と、自分を責めました。保険金を無事にお受け取りいただき、落ち着いた頃に訪問した際に、奥さまから言われました。『当時、お子さまは小学生と中学生でした。ご主人は41歳で亡くなりました。私たちが学費保険にも加入していたので、お支払いのときに学費保険にもご加入いただいたおかげで、子どもたちをおかきで、子どもたちを育てています。』

お客さまの言葉に救われる

人間力が磨かれる仕事

長く仕事を続けていると、時に忙しすぎる時期もある。そうした時に、お客さまの言葉が救われる。『少し不調な時期が続いていた頃、担当職員の吉沢さん、お客さまから、本当にいい時ばかりだね、本当にいい時の喜びがわからないものだ。苦しい時、ダメな時があるから、成功した時により喜べるんじゃないの』という言葉をかけていただきました。その言葉が私の心に刺さって、自分を振り返ることができたのです。がむしゃらに仕事をしていたら、悪い時、いい時など考えずに目の前のこと

に集中していることが多かったです。そういう時に、この言葉のおかげで救われたところがあります。『別のお客さまからは、家庭と仕事の両立についてのお話をいただいた。手抜きしていいという意気持ちはなく、気持ちを楽にふたにお伝えしよう』と

誠意を持って丁寧に仕事をする

現在吉沢さんはマネージャー職に就いて、班員を指導する立場だ。『班員さんへの指導は、新人に関しては、1日の活動報告を細かくチェックしながら見込み、エックシナなど、仕事を進め方を指導して、いま

す。ベテラン層については、それぞれ自らの活動スタイルは出来上がっているから、私から細かい指導はしない。困った時に質問や相談を受けた場合は先延ばしにせず、帰社した時、本心にうれしそうな顔をしたり、

工夫するようになりましと実感できます。今は、『入社した新人が、この仕事をどう思うだろう』かというところについて、日々勉強です。『営業職員として今一番大切にしているのは、お客さまとの約束を守る姿勢』だ。

「富国生命は経営理念として『お客さま基準』を掲げ、お客さまに選んでいただくことを経営の真ん中に置いてやっています。お客さま基準を守りながら、お客さまに選んでいただくための営業活動です。形がある商品ではなく、お客さまの心から求めていることに対して、すぐ対応ができるように心がけています。」

でも経験を重ねて、仕事のやり方が分かってくると、保険営業の仕事を通じて、やりがいとか、成長を実感することができると、一緒に営業所で働いている仲間にも一日でも早く『仕事を楽しもう』と思ってもらいたいですね。

最後に、今後の目指す姿について語ってもらった。『一番はこの仕事を続けていくにあたって、お客さまを大切にしたいという想いが強いんです。お客さまから信頼されるお客さまアドバイザーとして活動していきたいです。お客さまから信頼していただくためには、誠意をもって丁寧な仕事を心がけて取り組んでいきたいですね』

仕事を通じて成長を実感

契約いただきました」と報告の言葉を聞くと、さくうれしいですね。『おめでどう。良かったね、本当に頑張ったね』と明るく言葉をかけます。自分が大好きな仕事を一緒にやりましょうと誘った人や営業所に入社してまだ日が浅い人でも、『仕事をして良かった』と思ってもらえることに喜びを感じますし、『この仕事、楽しいです』と言ってもらえたら『あの時誘って良かったな』



朝日生命は、2024年4月2日から、「初期介護一時金特約」（正式名称：5年ごと利差配当付初期介護一時金特約（返戻金なし型））を発売した。この商品は、介護の初期段階における住宅改修費用や介護施設入居費用等のニーズに応えるため、公的介護保険制度の「要介護1以上」と認定された際に、一時金を支払う。現在販売中の「介護一時金保険（2012）」等と同様に公的介護保険制度と完全連動した、分かりやすい商品内容となっている。本商品を「介護一時金保険（2012）」にセットすることで、要介護1以上と認定された際に一時金を支払い、さらに要介護3以上に認定された際に再度一時金を支払う。

朝日生命

「初期介護一時金特約」

2024年4月2日発売

「初期介護一時金特約」のポイント

- まずは！要介護1でまとまった一時金を支払う
- そして！要介護1でその後の保険料の支払いは不要
- さらに！要介護3以上に進行したときには、一時金をプラスし万全サポート

※介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）に付加した場合

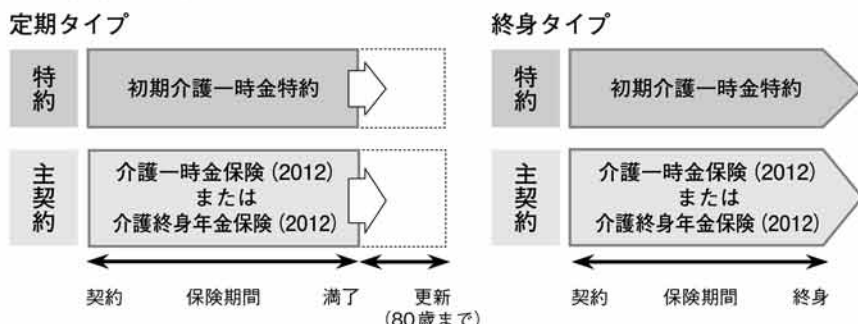
【受取りイメージ】



「初期介護一時金特約」の商品概要

「初期介護一時金特約」は、「介護一時金保険（2012）」または「介護終身年金保険（2012）」に付加できる特約。公的介護保険制度の要介護1以上に該当していると認定された場合に一時金を支払う。

1. 仕組み図



2. 支払事由

	支払事由	支払金額	支払限度
初期介護一時金	公的介護保険制度に基づく要介護1以上の状態に該当していると認定されたとき	初期介護一時金額	1回

3. 契約年齢範囲・取扱金額

契約年齢範囲	40～79歳
取扱金額	50万～500万円（10万円単位）

4. 保険料例

初期介護一時金額100万円、月払口座・クレジットカード料率

	男性		女性	
保険期間 保険料払込期間	80歳満了	終身 (終身払)	80歳満了	終身 (終身払)
40歳	710円	1,030円	650円	1,090円
50歳	1,050円	1,610円	930円	1,660円
60歳	1,720円	2,720円	1,460円	2,780円
70歳	3,210円	5,170円	2,830円	5,380円

「あんしん介護」シリーズ商品一覧

要支援・要介護状態や認知症になったときの経済的負担を多彩なラインナップでカバーする「あんしん介護」シリーズ

あんしん介護
プラスワン

公的介護保険制度に連動して「一生涯の年金」と「一時金」でサポート*。

介護一時金タイプ
介護一時金保険
(返戻金なし型) (2012)

介護年金タイプ
介護終身年金保険
(返戻金なし型) (2012)

+

初期介護一時金特約
(返戻金なし型)

あんしん介護
認知症保険

介護の中でも負担の大きい認知症やMCIに対して手厚くサポート。

認知症一時金タイプ
認知症介護一時金保険
(返戻金なし型)

認知症年金タイプ
認知症介護終身年金保険
(返戻金なし型)

+

軽度認知障害保障特約
(返戻金なし型)

あんしん介護
要支援保険

要介護の前段階である要支援から「一時金」でサポート。

要支援一時金タイプ
軽度介護定期保険
軽度介護終身保険
(低解約返戻金型)

*「あんしん介護 プラスワン」は、「介護終身年金保険（返戻金なし型）（2012）」または「介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）」に「初期介護一時金特約（返戻金なし型）」を付加した場合の愛称。

「あんしん介護」シリーズの5つの特長

特長1

支払いは公的介護保険制度に完全連動！*1

特長2

「要介護1」以上に認定で一時金・年金を支払う！*2

「要支援保険」*3を付加した場合は、「要支援2」以上に認定で一時金を支払う！

特長3

「要介護1」以上に認定でその後の保険料は不要！

特長4

軽度認知障害（MCI）を含め認知症を手厚く保障*4

特長5

一生涯の保障を準備できる！

※保険期間が終身タイプの場合*5

*1 公的介護保険制度に完全連動するのは「介護終身年金保険（返戻金なし型）（2012）」「介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）」「初期介護一時金特約（返戻金なし型）」「軽度介護定期保険」「軽度介護終身保険（低解約返戻金型）」。

*2 「要支援1」以上の認定で年金・一時金を支払うのは「介護終身年金保険（返戻金なし型）（2012）」「初期介護一時金特約（返戻金なし型）」。

*3 「要支援保険」は、「軽度介護定期保険」「軽度介護終身保険（低解約返戻金型）」の愛称。

*4 軽度認知障害に特化してサポートするのは「軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）」、認知症に特化してサポートするのは「認知症介護終身年金保険（返戻金なし型）」「認知症介護一時金保険（返戻金なし型）」（付加特約含む）。

*5 「軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）」の保険期間は定期タイプのみになる。

※公的介護保険制度は満40歳以上の人が対象となる。なお、満64歳以下の方は16種類の特定疾病が原因である場合に限り、要介護認定を受けることができる（2024年2月現在）。